

第10回民生教育まちづくり常任委員会

令和7年12月16日（火）午前9時30分

下呂市役所下呂庁舎 3-1会議室

1. 委員長挨拶
2. 市長挨拶
3. 議長挨拶
4. 付託案件

- (1) 議第107号 下呂市下呂上ヶ平サンビレッジの指定管理者の指定について
- (2) 議第108号 下呂市金山リバーサイドスポーツセンター等の指定管理者の指定について
- (3) 議第109号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について
- (4) 議第110号 下呂市道の駅馬瀬美輝の里の指定管理者の指定について
- (5) 議第111号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- (6) 議第112号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について
- (7) 議第120号 下呂市御嶽山五の池小屋条例の一部を改正する条例について
- (8) 議第121号 児童福祉法等の一部改正に伴う内閣府令の改正に伴う関係条例の一部を改正する条例について
- (9) 議第122号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

出席委員（7名）

委員長	中 島 ゆき子	副委員長	高 井 範 和
委 員	下 平 裕次郎	委 員	桂 川 融 己
委 員	大 西 尚 子	委 員	鷺 見 昌 己
委 員	森 哲 士		

欠席委員（なし）

委員外議員

議 長	中 島 達 也	議 員	桂 川 いずみ
議 員	加 藤 久 人	議 員	田 口 琢 弥
議 員	田 中 喜 登	議 員	今 井 政 良

説明のため出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
教 育 長	中 村 好 一	総 務 部 長	大 前 栄 樹
まちづくり推進部長	田 谷 諭 志	まちづくり推進課長	青 木 一 英
市民保健部長	森 本 千 恵	健 康 課 長	奥 田 達 彦
医療対策課長	小 畑 幸 栄	小坂診療所管理課長	田 立 雅 宏
金山病院事務局長	亀 山 嘉 人	地 域 振 興 部 長	小 林 哲
小坂振興事務所長	佐 伯 克 典	小坂振興事務所副所長	石 丸 直 志
下呂振興事務所長	堀 江 隆 義	馬瀬振興事務所長	赤 梅 利 久
福 祉 部 長	小 澤 和 博	福祉部特命担当次長	杉 山 由 美
社会福祉課長	岡 崎 晋 也	福祉部特命担当次長	竹 田 太
高齢福祉課長	戸 谷 直 樹	こども家庭課長	奥 田 真一朗
こども家庭課主査	中 島 大 樹		

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田 添 誠	議会総務課長	加 藤 冬 城
議会総務課主査	小 林 文 謙		

○委員長（中島ゆき子議員）

おはようございます。

ただいまから第10回民生教育まちづくり常任委員会を開催いたします。

出席委員は7名で、定足数に達しており、委員会は成立しています。

本日、5番、6番、8番、10番、13番議員より傍聴の申出がございましたので、これを許可いたします。

初めに、市長、挨拶をお願いいたします。

○市長（山内 登）

おはようございます。

今日は、付託案件9件、そして協議報告事項3件でございますが、もう皆様御案内のこととは思いますが、下呂中学校の全国駅伝大会、8位が目標でしたが、28位という結果でしたが、非常に頑張っていたというふうに思っていますし、またスポーツ関係、これからもどんどん全国大会に出ていっていただけるように我々も支援していきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

ありがとうございました。

議長、お願いします。

○議長（中島達也議員）

おはようございます。

今日、協議事項の中で障がい者福祉の現状ということで、執行部のほうから議員全員の方を対象にして説明したいということだったんです。今日は委員外議員の傍聴という形で取らせていただきますので御承知おきください。

せんだって74回の岐阜県の障害者福祉大会が交流会館でありまして、市長の歓迎の挨拶の中にも、やっぱりとりわけ障がい福祉が大変重要だということを確認させていただきました。人口が減って障がい者の登録の方は少なくなっているけど、給付が増えているというような現状をしっかり勉強させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（中島ゆき子議員）

ありがとうございました。

それでは、ただいまから付託案件の審査に入りますが、委員の皆様の質問は簡潔明瞭にまとめていただき、再質問は2回をめぐらさせていただきます。

ただし、委員長が認めたときはこの限りではありません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま報道機関より傍聴の取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

続きます。

また、答弁についても簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、当委員会の採決は、全ての付託案件審査終了後、議案ごとに行います。

議事録作成のため、必ずマイクのスイッチを入れ、赤いランプが点灯したのを確認後、役職と氏名を名のってから発言をお願いいたします。

本日は、令和7年第6回下呂市議会定例会において、当委員会に審査を付託されました議第107号から議第112号までの6議案及び議第120号から議第122号までの3議案、合わせて9議案について審査いたします。委員及び執行部の皆さんは、円滑な進行となりますよう御協力をお願いいたします。

それでは初めに、議第107号 下呂市下呂上ヶ平サンビレッジの指定管理者の指定について説明をお願いいたします。

○まちづくり推進課長（青木一英）

よろしく申し上げます。

それでは、議案書30ページを御覧ください。

議第107号 下呂市下呂上ヶ平サンビレッジの指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求めます。

1. 施設の名称、下呂市下呂上ヶ平サンビレッジ。
2. 指定管理者となる団体の名称、愛知県名古屋市長区池上台二丁目37番地の1、スポーツマックス・三幸共同事業体、代表、株式会社スポーツマックス代表取締役 兵藤大二郎。
3. 指定の期間、令和8年4月1日から令和10年3月31日まで2年間です。令和7年11月28日提出。

提案理由です。

地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、資料3ページを御覧ください。

資料3ページ、1から3は説明が重複いたしますので省略いたします。

4. 指定管理者の募集方法は公募とし、当該事業者1者が応募をいたしました。
5. 指定管理料、2,680万円です。令和8年度予算額です。
6. 指定管理者の選定理由について御説明いたします。

下呂市元気ではつらつ増進施設、下呂市下呂上ヶ平サンビレッジは、市民が元気ではつらつとした心身の発達及び生涯スポーツの振興を図ることを目的に設置されたフィットネスジムとプールが併設された複合施設です。本施設は、平成18年度より指定管理施設として管理運営されており、7期20年にわたり当該指定管理候補者が指定管理を行ってきました。今回応募が1者であったこと、安定した行政サービスの提供や事業効果など、市の施設としての目的を果たす上で最も適した団体であることから選定いたしました。

その理由としまして、(1)安定した行政サービスの提供。指定管理候補者は、プールの管理運

営及び水泳指導、トレーニング室管理運営及び運動指導事業に長年携わっており、東海3県を中心に同種施設の管理運営を多数行っております。国内における同種施設の指定管理実績及び20年間に及ぶ本施設の指定管理で培った運営ノウハウにより、安定的なサービスの提供が期待できます。

(2)事業効果。当該施設は、下呂地域の基幹施設として高い参加率を維持しており、当該指定管理者が管理運営する事業効果は高いと言えます。

続いて、4ページを御覧ください。

7. 施設の概要を掲載しておりますので御確認ください。

次に、8. 現状について。

当施設は、プールの機械設備の大規模改修の時期が来ているものの、機械設備の更新を行わず、サウンディング型市場調査を実施して今後の施設の活用方針を検討していく方針です。そこで、今年度から令和9年度までの検討期間につき、指定管理施設として運営していくことになりました。指定管理期間は必要に応じた修繕のみとし、大規模な修繕は行えないものとします。

4ページ中段の9には、過去3年間の利用者数、下段の10には、過去3年間の決算額の推移をまとめたものを掲載しております。

その中身でございますが、収入額として例年1,800万円前後です。こちらにつきましては、いわゆる粗利でありまして、利用料収入自体は2,000万、仕入れ、外注費等が約200万ということになります。消耗品、光熱水費、修繕料、保守等を合わせましたいわゆる施設管理費としては1,026万、その他人件費、委託費等で3,354万、うちインストラクター料を含む人件費としては2,057万8,000円という形になっております。こちらは、光熱水費等の増減がございますが、この中で調整をいたしまして、収入、支出ともほぼ変わらないような推移で来ております。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（中島ゆき子議員）

ただいま議第107号について説明をいただきました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第107号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第108号 下呂市金山リバーサイドスポーツセンター等の指定管理者の指定について説明をお願いいたします。

○まちづくり推進課長（青木一英）

よろしく申し上げます。

議案書の31ページを御覧ください。

議第108号 下呂市金山リバーサイドスポーツセンター等の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求めます。

1. 施設の名称、下呂市金山リバーサイドスポーツセンター、下呂市金山リバーサイドスタジアム、金山ふれあいパークです。

2. 指定管理者となる団体の名称、愛知県名古屋市緑区池上台二丁目37番地の1、スポーツマックス・三幸共同事業体、代表、株式会社スポーツマックス代表取締役 兵藤大二郎。

3. 指定の期間、令和8年4月1日から令和10年3月31日まで2年間です。令和7年11月28日提出。

提案理由です。

地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、資料5ページを御覧ください。

初めに、資料の訂正がございます。

7ページ下段の10を御覧ください。

表になっておりますが、参考といたしまして過去3年間の決算推移を表で載せております。このうち令和4年度の差額の部分にマイナスを示す三角マークが漏れておりました。正しくは、マイナス6,333万5,000円です。大変申し訳ありませんでした。訂正をさせていただきます。

それでは、資料5ページにお戻りください。

1から3につきましては、説明が重複いたしますので省略させていただきます。

4. 指定管理者の募集方法、募集方法は公募とし、当該事業者1者が応募いたしました。

5. 指定管理料、7,759万円です。令和8年度予算額です。

6. 指定管理者の選定理由について説明いたします。

下呂市金山リバーサイドスポーツセンターは、市民が元気でつらつとした心身の発達及び生涯スポーツの振興を図ることを目的に設置されたフィットネスジムとプール及び体育館、野球場が併設された複合施設です。

本施設は、平成18年度より指定管理施設として管理運営されており、7期20年にわたり当該指定管理者が指定管理を行ってきました。今回応募が1者であったこと、安定した行政サービスの提供や事業効果など、市の施設として目的を果たす上で最も適した団体であることから選定しました。

(1)安定した行政サービスの提供。指定管理候補者は、プールの管理運営及び水泳指導、トレーニング室管理運営及び運動指導事業に長年携わっており、東海3県を中心に同種施設の管理運営も多数行っております。国内における同種施設の管理実績及び20年間に及ぶ本施設の指定管理で培った運営ノウハウにより、安定的なサービスの提供が期待できます。また、下呂市の地域特性を熟知しており、令和3年度からは金山商工会に加入するなど、地域に溶け込んだ施設運営を目指しております。

(2)金山地域の基幹施設として高い住民の参加率を維持しており、当該指定事業者が管理運営する事業効果は高いと言えます。

6ページから7ページにかけて、まず7. 施設の概要を掲載しておりますので御覧ください。

い。

次に、8. 現状について。コロナ禍で減少していた利用者数はコロナ禍前に戻りつつありますが、今後の少子高齢化、人口減少社会に対応するには、重点道の駅エリアに立地する施設としての強みを生かして、地域活性化に貢献することが重要だと考えております。本施設は、下呂市南部の拠点スポーツ施設として、金山地域のスポーツによる健康づくりの拠点になり、また重点道の駅を構成する施設として、道の駅と連携したスポーツ合宿の誘致、市立金山病院やかなやまサニーランドと連携した市民健康づくりや介護予防の取組を行う健康とスポーツの拠点として位置づけております。そのため、重点道の駅の構成施設と下呂市が一体となって健康まちづくりのエリアマネジメントを行い、3年後には本エリアの一体的な管理運営を目指します。

7ページ中段には、9. 過去3年間の利用者の推移、下段の10には、過去3年間の決算額の推移をまとめたものを掲載しております。

こちらについて少し説明をさせていただきます。

令和4年度利用者数が4万7,981人に対し、収入額が1,715万7,000円、それに対し、令和6年度総利用者は5万6,131人に対し、収入は1,076万8,000円となっております。こちらの数字について御説明をさせていただきます。まず、この収入はいわゆる粗利となっており、令和6年度につきましては、利用料収入としては2,100万、うち外注費、仕入れ等を除いたのが1,023万2,000円あり、それを除きました粗利益が1,076万8,000円となっております。

令和4年度も同様であります。外注費が少なかったということ、そして令和4年度の収入にはコロナ支援交付金168万円を含んでおり、実額としては1,547万7,000円の利用料収入ということになりますので、この数字の中身について御説明をさせていただきます。また、こちらにつきましては、光熱水費、消耗品費、修繕料等の施設そのものに関する維持費が3,515万8,000円、それを除きましたものがいわゆる人件費、委託料等になります。

それでは、担当課からの説明は以上になります。御審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（中島ゆき子議員）

ただいま議第108号について説明をいただきました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（桂川融己議員）

2点聞かせていただければと思います。

来年度の指定管理料がちょっと上がるという形で、決算の数字だけを見ると、今の指定管理料も差額の範囲内に収まっているというふうには見受けられるんですが、ここが上がるというところの理由はこういったものかというのが1つ。

あと、さっき8番の現状の説明の中で、3年後には本エリアの一体的な管理運営という話があったんですが、このところの現時点の構想というか、言える範囲で教えていただければと思います。以上です。

○まちづくり推進課長（青木一英）

8年度につきましては、今まで指定管理料の中で5年間決まった金額で運営をしてまいりましたが、人件費、最低賃金の上昇等がございますので、そちらを盛り込んだスライド方式ということで対応させていただきます。今後につきましても、毎年人件費の上昇、あるいは物件費の上昇等で指定管理者と協議をした上で、またこの辺については対応させていただきます。

そして2点目、道の駅エリアでの一体的な運営の見込みということでございます。

現在この施設につきましては、スポーツ施設と道の駅という、どちらも地域振興に欠かせない施設が隣り合っておりながら、有機的な連携というのがなかなか取れない状況にあるというふうに考えております。そこで、今期お認めいただいた指定管理時期が始まりましたからは、下呂市も入りまして、道の駅のいわゆる宿泊、飲食、そういった機能とスポーツ施設の合宿ができるというような、そういうところを結びつけるために、マネジメント会議というようなものをスポーツ担当課が中に入りまして設けていきたいと思っております。

こういう形でエリアの一体的な運営者同士の連携ができてまいりましたら、3年後には、道の駅の指定管理期間と合わせて、スポーツ施設の指定管理の公募もかけさせていただいて、より一体的な運営ができるような仕組みをつくっていききたいというふうに構想して、2年という期間を設けております。以上です。

○委員（桂川融己議員）

説明ありがとうございます。

人件費も徐々に、最低賃金も上がっていますので、その辺りまず1点目は理解しました。

また、2点目のほうも、確かに2年という期間も含めてちょっと気になっていたところなので、エリアマネジメントといいますか、そういった形で動いていくということで理解ができました。ありがとうございます。

○委員（森 哲士議員）

今、2番委員の言った質問に重なったので、1つの質問はやめます。

その中で、今の指定管理料7,600万という金額が強行されておるんですけども、その中で利用者も年々増えておるということでありますが、やはり決算としては7,590万ほどのマイナスというような結果になっておるというところで、赤字については発生をしておるということであります。そういった中で、2年後、3年後ですか、3年後の本エリアの一体化で管理運営ということを目指すわけなんですけど、上ヶ平サンビレッジも同じ会社ということでありますが、その2つを合算したのでなくて、お互いの別々の場所別分析というのがしてあるのか、そこをちょっとお願いします。

○まちづくり推進課長（青木一英）

基本的に2つの施設はそれぞれで決算等を分けてはおりますが、1つの事業者が2つの施設を管理運営しておりますので、先ほども表の説明の中で触れさせていただきましたが、いわゆる外注費ですとか委託料、仕入れ、そういったものについてはまとめております。ですので、なかなか

かそこをどこの仕入れに充てた、どこの外注に充てたというふうに分け切ることができないというところはございます。

その上で、先ほど上ヶ平の場合は、収入が2,100万に対して外注費、委託料等が300万ほど、そして金山リバーサイドスポーツセンターについては、2,100万に対して外注費等が1,000万ということで、半分近くというような御説明をさせていただきましたが、金山リバーサイドスポーツセンターに外注費、仕入れ費というのが集中しておりますのは、金山リバーサイドスポーツセンターが市内2施設のいわゆる本部的な、下呂支社的な扱いを持っておりまして、ここに本部スタッフが常駐し、スタッフの両側での配置ですとか、そういうものを行っております。

ということで、施設の決算としては分けておりますが、有利な外注、仕入れ等のものについては、本部であります金山リバーサイドスポーツセンターのほうにまとめて計上されておりますので、金山リバーサイドスポーツセンターのほうに非常に費用がかかっている、赤字が多いというようなところになります。これはどちらかに偏るためにというものではございませんで、仕組み上そういう形で処理をさせていただいております。

また、金山リバーサイドスポーツセンターにつきましては、施設の中で電気に頼る設備が多いものから、電気代が約3,000万ほどということで非常にかさむ施設になっておりますが、こちらについては、市のLED化の方針の中でLEDに替えるということを進めてまいりたいと思っておりますので、削減に努めてまいります。

説明は以上です。

○委員（森 哲士議員）

一部は合算でというようなところでという説明がありましたが、やはり指定管理料を選定する上で、今の上ヶ平と金山のほうについては、その選定方法、いろんなことがあると思うんですけども、貸借対照のバランスシートというのはしっかりと、多分総会等、また監査等があるんだと思うんですけど、把握していただきたいと思っておりますし、合算は合算でそれは当然やむを得んことかもしれませんが、やはり細かい事業所内容というのは各事業所で必ずあるはずですので、しっかり確認をしていただかないと指定管理料の根拠というものも出てこんどと思っておりますし、今後これからの管理運営をするということの中でも、しっかりやっていただきたいと思っておりますので、把握はしておいていただきたいと思っております。以上です。

○まちづくり推進課長（青木一英）

2つの施設ですので、明確に分けていくように管理をまいります。以上です。

○委員（鷺見昌己議員）

先ほどの桂川委員のあれですが、3年後には本エリアの一体的な運営のところですが、本エリアというゆったり館も入ってくると思うんですが、この意味でいうゆったり館はどんな位置づけで今考えられているのか、もし分かれば。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

なかなかこういう場ではっきりと申し上げるのは非常に難しいというのが正直なところなんで

すけれども、我々としてもゆったり館をいかに活用するかということは日々考えているところで、上ヶ平と同様に、できましたら民間事業者による活用というところを目指し、現在いろんな業種の方々とお話を今進めているところでございます。

そういった段階でございますので、具体的な検討内容についてはまだ申し上げるレベルではないというふうに思っておりますけれども、しっかりとゆったり館の活用については、今後も継続して検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○委員（鷲見昌己議員）

それは当然だと思いますが、やはりあのエリアというのは一体的に考えなので、それも含めてしっかりと今後検討していただきたいということだけお願いしておきます。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございませんか。

ただいま委員外議員より発言の申出がありました。これを許可してよろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

それでは、委員外議員の方、13番 今井議員、どうぞ。あそこの委員席で発言をお願いします。

○委員外議員（今井政良議員）

委員長の許可を得ましたので、質問をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

まず、先ほど説明がありました上ヶ平のサンビレッジの件もちょっと関係します。併せてお願いしたいんですが、7ページと2ページを見ていただくと分かるんですが、参考資料の中で決算の推移ということで示されております。これをざっと一般の人が上の9番の参考利用者数と比較して見たときに、非常に整合性がないわけですね。

先ほど説明がありました収入の中に外注費という、金山の場合は含まれておるということで説明がありましたけれども、ここを見ていただいたときに、令和4年度では1,700万ほど収入があるわけですね。同じ状況の中で、利用者が大方8,000人ほど多い中で、なぜ収入が少ないのか。その辺の内容が分かれば教えていただきたいということと、なぜ外注費を収入から引いた決算の推移という表を作られたのか、その経緯をぜひお願いしたい。そうでないと、この外注費そのものが何か実際の収入から引かれてあるもので一般から見るときに不自然だと思うんですが、その辺についての説明をお願いします。

○まちづくり推進課長（青木一英）

まず1点目でございます。

金山ふれあいパークの令和4年から令和6年の推移については、外注費ですとか仕入れの増減によるものですので、令和4年度コロナの支援金が含まれておりますので、実利用収入としては1,547万7,000円でありましたが、令和6年度にかけて外注費等が増えていったということになります。こちらについては、先ほども御説明申し上げましたが、上ヶ平サンビレッジを含んだ共同の仕入れ、外注というものが入っておりまして、非常に金山ふれあいパークに負担が偏るような形での計上になっておりますので、今後新しい指定管理期間につきましては是正をいたしまして、

2つの施設に明確な切り分けをいたします。

2点目、粗利での比較ということです。

こちらは、大変申し訳ありませんでした。私たちもそこまで深く認識をしておりませんでした。いわゆる施設の経営実態をより見えやすくするために、出ていってしまう外注や仕入れといったものをあらかじめ抜いた粗利での比較というものをしておりましたけれども、これが非常に、利用人数から見ると少し乖離があるようなふうにも確かに見えますので、次期の指定管理期間からははっきりと収入、それに対する営業のための仕入れ、外注、それからそれを除いた粗利というような形で、より分かりやすいような表記に努めてまいります。以上です。

○委員外議員（今井政良議員）

説明をいただきましてありがとうございます。

この外注費については、執行部、担当部署のほうで内容については確認されていると思うんですけど、一般市民から見たとき、やっぱりこういった数字の掲載では不自然ですので、ぜひその辺は見直していただきたいと思えますし、外注費の、今までこれは陰に隠れた数字なんですけれども、それについての精査というのはしっかりやられていると思うんですが、その辺についてのちょっと御意見をお願いします。

○まちづくり推進課長（青木一英）

こちらの精査につきましては、担当課でも毎年度予算、それから決算の際に行うとともに、市の監査、それから指定管理の選定委員会での中間報告、こういうようなところで御精査をいただいております。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

よろしいですか。

ほかの委員の皆さんはないようですか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第108号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第109号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について説明をお願いいたします。

○小坂振興事務所副所長（石丸直志）

議第109号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について御説明させていただきます。

説明は資料で御説明させていただきますので、資料8ページを御覧ください。

それでは、施設の名称についてですが、下呂市濁河温泉市営露天風呂となります。

指定管理者となる団体の名称は、岐阜県下呂市小坂町大洞965番地の2、株式会社ノイジー、代表取締役 安田悦宏。

指定管理の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となります。

指定管理料は0円となります。

指定管理者の募集方法は、下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項に基づき公募による選定をし、応募件数は1件でございました。

指定管理者の行う業務の内容は、下呂市濁河温泉市営露天風呂の施設管理と運営となります。

施設の概要は、開始年度、昭和60年度、敷地面積2,030平米で、施設内容は管理棟、露天風呂、駐車場となります。

過去3年間の宿泊者数と決算の推移は標記のとおりとなります。

以上で小坂振興事務所の説明は終わります。

○委員長（中島ゆき子議員）

ただいま議第109号の説明をいただきました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（下平裕次郎議員）

2点ほどお伺いさせていただきたいと思います。

こちらのほうは、令和5年から令和6年にかけてですけれども、少しずつ支出の合計のほうが増えていると思うんですけど、そちらのほうの理由を教えてくださいたいのと、今後大きな修繕等が必要な予定がありそうなのかというのを2点教えてください。

○小坂振興事務所副所長（石丸直志）

支出の合計につきましては、近年の人件費の高騰によりまして、そちらのほうの支出が増加しているものでございます。

それから、修繕等につきましては、簡易修繕等もございまして、今後計画的に簡易修繕等を実施していく予定ではございます。以上でございます。

○委員（下平裕次郎議員）

ありがとうございます。

もう一点なんですけれども、ちょっと僕の認識不足だったら申し訳ないんですけども、こちらの宿泊者数というふうになっているんですけども、過去3年間の利用者数と宿泊者数、ちょっと確認をお願いします。

○小坂振興事務所副所長（石丸直志）

すみません、大変失礼いたしました。入浴者数となりますので、訂正させていただきたいと思えます。

○委員長（中島ゆき子議員）

訂正をお願いいたします。

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、議第109号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第110号 下呂市道の駅馬瀬美輝の里の指定管理者の指定について説明をお願い

いたします。

○馬瀬振興事務所長（赤梅利久）

よろしく申し上げます。

私も委員会資料のほうで説明させていただきますので、9ページをお願いいたします。

下呂市道の駅馬瀬美輝の里の指定管理者の指定について御説明いたします。

今回指定管理期間が満了するため、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

1. 施設の名称、下呂市道の駅馬瀬美輝の里。
2. 指定管理者となる団体、岐阜県下呂市馬瀬西村1695番地、馬瀬総合観光株式会社、支配人今井弘之。

指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

指定管理料は0円です。

指定管理者の選定は、下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項及び同条施行規則第4条の規定に基づき特定指名による選定です。

6番で、指定管理者が行う業務の内容は、下呂市道の駅馬瀬美輝の里の施設管理運営です。

施設の概要は、下呂市温泉スタンド、下呂市特産品販売施設、道の駅、情報館、トイレ、駐車場です。

今回指定管理期間満了に伴い、これまでの実績と提出された事業計画を踏まえて、今後5年間も馬瀬総合観光株式会社が適格であると選定委員会に判断いただきました。引き続き、施設の綿密な管理と地域の観光振興及び特産品のPR販売等を行い、滞在時間と消費金額の拡大を図る等、地域のにぎわい創出に貢献いただけるものと確信しております。

説明は以上でございます。

○委員長（中島ゆき子議員）

ただいま議第110号について説明をいただきました。

質疑を行います。

○委員（森 哲士議員）

決算の推移というのがこの資料にはないんですが、収入、支出のものがないということなのか、特産品の販売等はほかの業者さんに預けているので、その辺のことは関係ないのでということなのか、その辺の説明をお願いします。

○馬瀬振興事務所長（赤梅利久）

施設の収支の関係ですけれども、ここは温泉スタンドの収入のみの収入となっております。具体的に申しますと、令和6年度決算でございますけれども、その収入が約35万円です。経費のほうも、燃料費が約30万円と光熱費が約5万円で収支差がゼロというような状態になっております。

なお、令和7年度もおおむね前年と同様となる見込みという報告を受けております。

また、今おっしゃられた特産品販売施設は、外部の団体に貸し付けておるという関係で、収支

については指定管理者のほうに収入もなければ支出もないという、ゼロという状態ですので、収支の決算の中には入っておりません。以上です。

○委員（森 哲士議員）

分かりました。

ただ、温泉スタンドのほうの収支があるということですので、もしよかったら報告といいますか、また資料のほうを載せていただきたいと思います。今後でいいですので、よろしく願います。

○委員（桂川融己議員）

先ほどこの業者の指定理由だとかの中で、あと今後利用者の拡大をという話があったんですが、ここに利用者の数字がないんですが、そういった数字というのは取れているのでしょうかというところが1つお尋ねいたします。あと特定指名という、その部分の事情みたいなものもあれば、教えていただければ。

○馬瀬振興事務所長（赤梅利久）

今の温泉スタンドについては、収入との関係で、温泉をくんでいかれる利用者ですけれども、利用者がおおむね10人程度という報告を受けております。それ以外の特産品販売施設とか道の駅の利用者については不特定多数で、利用者の統計は取れていないという状態です。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

もう一回、特定指名について。

○馬瀬振興事務所長（赤梅利久）

特定指名については、温泉スタンドがありまして、馬瀬総合観光株式会社というのは美輝の里のことなんですけれども、そちらのほうにも技術者等々がおるといような関係、それから引き続き特定指名でやることのほうが地域の雇用が継続されるとかという利点があるという形で特定指名とさせていただいておりますので、そのような状態で特定となっております。以上です。

○委員（桂川融己議員）

先ほど温泉スタンドの利用者はおおむね10人というのは、これは積み上げた使っている人の数であって、年間で延べ何人みたいな数字はないということなのかというのが1つと、あと道の駅のほうは今利用者が不特定多数という話で、それはちょっとさすがに何かしら統計を取っていただくとか、そういった仕組みを取って、ここはやっぱり利用促進を図っていくんだということであれば、そもそも今何人来ているかも分かんないものをこうやって増えましたということも言えないと思うので、何かその業者さんとそういった話とかはできないのかなというふうに思いましたが、その辺りはどういうふうになっているかというところを教えていただければと思います。

○地域振興部長（小林 哲）

今の統計につきまして、御指摘のとおりしっかりした数字がないものです。温泉スタンドのほうについては、令和6年度の実績で3,650という数字があるんですけれども、これはお湯を使った量にもなるので、それを割り返すと10人というところで、ただそれが1日200リットルとか持

っていくと、その10人というのも当てはまらないもんですから、その辺の統計数値も今後しっかりやっていきたいと思えます。

あと情報館とかは、県の施設と市の持分とあるもんですから、その辺の利用の関係もありますけれども、その辺も今後気をつけていきたいと思えます。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

後で答えてもらいますか、どうしよう、もう一度。よろしいですか。もし何か分かれば、また後で資料とかあれば出してください。

ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で議第110号について質疑を打ち切ります。

続きまして、議第111号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について説明をお願いいたします。

○福祉部特命担当次長（竹田 太）

それでは、まず議案書の34ページをお願いいたします。

議第111号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

次の施設について指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めます。

1. 施設の名称、やすらぎセンター萩、やすらぎセンター四美、小坂デイサービスセンター、上原デイサービスセンター、金山デイサービスセンター、デイサービスセンターつつじ苑の6施設でございます。

2. 指定管理者となる団体の名称、下呂市萩原町萩原875番地の2、社会福祉法人下呂市社会福祉協議会、会長 大谷克己。

指定の期間、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間となっております。令和7年11月28日提出。

提案理由といたしましては、地方自治法の第244条の2第6項の規定によります。

続きまして、委員会資料の10ページをお願いいたします。

それでは、詳細について資料を説明させていただきますが、1から3につきましては、議案と同様ですので説明を省略させていただきます。

4. 指定管理料でございますが、年額1,100万円でございます。対象施設それぞれの収支実績と、それから今後の収支の推計を基に、必要と推察される金額を計上させていただきました。昨今の物価及び人件費の高騰やニーズの多様化などによる利用者数の減少を踏まえまして、今回の指定より指定管理料を新たに設定させていただいたものでございます。

5. 指定管理者の募集の方法につきましては、記載の条例ただし書に基づき、特定指名による選定を行っております。

6. 指定管理者の選定理由につきましてはですが、前段はちょっと省略させていただいて、中段から御説明をさせていただきます。

介護保険サービスの経営は、公共性と収益性の両立が原則でございますが、採算の取りづらい中山間地域において将来にわたって安定した介護保険サービスの提供していただくためにも、公募によらず、指定管理者として下呂市社会福祉協議会を特定指名するものでございます。下呂市は広大な面積ゆえに、都市部と比較して送迎などにおいて効率が悪く、近年は物価高や人材不足及び職員の高齢化、利用者のニーズの変化なども重なり、デイサービスセンターを取り巻く環境は大変厳しくなっております。また、施設の老朽化も進んでいることから、市の設置するデイサービスセンターの在り方も検討すべき時期に来ていると思っております。

このことを踏まえまして、今回の指定管理期間につきましては、現指定管理者である下呂市社会福祉協議会と協議の上2年間と設定し、この期間内に下呂市社会福祉協議会と共に、今後の市内のデイサービスセンターの方向性を明らかにしていきたいというふうに考えております。

次ページを御覧ください。

対象のデイサービスにおける決算状況の推移でございますが、掲載資料は9月議会の本委員会で説明させていただいたものと同じ内容となっております。

収支が悪化しているデイサービスが多くなってきておまして、今後の指定管理施設の維持とともに、持続可能な介護サービス水準を維持するために、大きな改革が必要な時期に来ているというふうに考えております。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中島ゆき子議員）

ただいま議第111号について説明をいただきました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（大西尚子議員）

3点質問をお願いしたいんですが、説明書の10ページ、2年間の検討期間内で具体的にどのような方向性を導き出す予定かということをお聞きしたいのと、あとそれぞれの施設ごとで、稼働率の低下の要因は人件とか物価高騰やいろいろ、人口減少のことがあると思うんですけど、それぞれの施設での低下要因を調べておくとか、そういったデータをされるかということと、もう一つは、検討期間中に老朽化ということもありまして、予防保全計画などがあるかどうか教えてください。

○福祉部特命担当次長（竹田 太）

2年間の検討期間中のその後の見込みということにつきましてなんですけれども、そちらにつきましては、現在詳細はちょっと御説明はできないかなというふうに考えておりますが、この今の現状の6施設をこのまま維持することが果たしてできるのかどうかという観点からの考えになっていくというふうに考えております。

9月の委員会でも説明させていただきましたとおり、今デイサービスは、人、物、金、この3つの大きい課題を抱えている中で、これまでどおりというわけにはなかなかいかないのではない

かというのが市及び社協との共通認識となっておりますので、そういった厳しい状況下の中でどういったサービスを維持していくのかということに主眼を置きながら検討していきたいと思っております。また、途中経過につきましては、折を見て当委員会にて説明させていただければというふうに思っております。

続きまして、稼働率低下の理由につきましてでございますが、稼働率低下のシンプルな理由としては、支出が増えているのは物価高騰、人件費高騰でございますが、収入が減っているというのは利用者が減っているからということにほかなりません。なぜ利用者が減っているのかというようなどころの状況分析も社協さんと情報交換させていただいている中で、特に赤字が大きいデイサービスセンターにつきましては、そもそも利用対象となるお客さん自体の数がかなり激減しているというのが根本的なところかなと思っております。

現在やっぱり施設志向がだんだん強くなってまいりまして、要介護3以上の高齢者の方は、どちらかというやはり施設であったりとか、ショートステイ中心のケアプランを組まれるということになると、デイの利用というのはおのずと減ってくるというようなどころも要因としてあるのかなと思っております。

では、それぞれの施設ごとということですので、1つずつ御説明をさせていただいたほうがよろしいですかね。

では、資料に基づいてですが、やすらぎセンター萩につきましては、収入のほうは御覧のとおりでございます。令和3年度から見ますと、やっぱり令和6年度よりも多少減ってきているかなというところがございます。こちらにつきましても、延べ利用者数のところが7,400というところから6,200というところで大きく激減している。ここもかなり利用者が減少しているかなというところですね。ほかに選択肢が幾つかございますので、そちらに流れているというところもあるかなというふうに考えております。

やすらぎセンター四美につきましては、こちらは珍しくといいますか利用が伸びているというところがございます。やはり競合のデイサービスがない山間地というところも非常に大きいのかなというところがあって、四美については安定的な経営ができていうふうに考えております。

小坂につきましても同様でございますが、収支的には黒ではございますが、延べ利用者数自体は御覧いただいたとおり減少傾向が続いているというところで、こちら施設志向が強いところがこういうところに現れているのかなというふうに感じております。

上原デイサービスセンターでございますが、こちら同様でございます。3,800が3,100というところで、大きく減少傾向が進んでいるというところで、利用者数の減、ニーズの低下というところもあるのかなというふうに考えております。

金山につきましても同様で、1,000人ほど減っております。なかなか厳しいというところで、小坂、金山につきましても通所A等がちょっと充実してきたというところもこちらに影響している部分はあるのかなというふうに考えております。

最後、デイサービスのつつじ苑、馬瀬でございますが、馬瀬がかなり減収率が一番大きいデイサービスかなというふうに見受けられます。4,800が3,100という形ですけれども、こちらも本当に対象の方が減っているというか、お客さん自体が減っているという現状があって、こういった利用状況になっております。

稼働率低下の理由は以上でございます。

では、あと検討期間中2年間の修繕計画につきましてですけれども、これからも将来的に中核となると思われる四美であったりとか、金山であったりとか、そういったデイサービスセンターについてはしっかりと維持をしていきたいというふうに考えております。それ以外の今後の検討としていろいろ考えていかなければならないデイサービスセンターについても、稼働を止めるわけには当然いきませんので、最低限の修繕というのは当然考えていくんですけれども、将来的な構想が決まるまでの間は、大きい投資というのはなかなかしづらいのかなと思いますので、その辺はめり張りのある修繕というものを心がけていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（中島ゆき子議員）

よろしいですか。

ほかはよろしいですか。

[挙手する者なし]

ほかにはないようですので、議第111号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第112号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について説明をお願いいたします。

○福祉部特命担当次長（竹田 太）

議案書の35ページをお願いいたします。

議第112号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について。

次の施設について指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めます。

1. 施設の名称、養護老人ホームあさぎりサニーランド、特別養護老人ホームあさぎりサニーランド、特別養護老人ホームかなやまサニーランドの3施設でございます。
2. 指定管理者となる団体の名称、下呂市萩原町羽根2710番地の3、社会福祉法人下呂福祉会、理事長 熊崎敏彦。
3. 指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間。令和7年11月28日提出。

提案理由は、地方自治法の第244条の2第6項の規定によります。

続きまして、委員会資料の12ページをお願いいたします。

では、資料に基づきまして詳細を説明させていただきます。

1から3につきましては、議案と同様ですので説明を省略させていただきます。

4. 指定管理料は年額3,000万円です。かなやまサニーランドの収支を踏まえ、平成29年度以

降、指定管理料を3,000万円としております。

5. 指定管理者の募集の方法につきましては、記載の条例ただし書に基づき、特定指名による選定を行っております。

6. 指定管理者の特定指名による選定理由につきましては、前段はまた割愛させていただいて、中段から説明をさせていただきます。

両サニーランドの管理運営に当たりまして、下呂福社会は、物価高や職員の高齢化及び介護人材不足の中において、外国人技能実習生の受入れを積極的に行うなど人材確保に努め、安定したサービス提供を実践し、かつ独自におむつバンクやあひるのマルシェという福祉事業やイベントを開催するなど、地域貢献にも積極的に取り組んでおります。よって、これまでの実績を踏まえ、公募によらず、指定管理者として下呂福社会を特定指名するものです。

なお、あさぎりサニーランドにおいては、防災面及び施設老朽化の課題を踏まえ、下呂市森地域への移転、新設計画が進んでおります。平成12年度の開設を目指し、現在準備を進めておりますが、竣工期間についても不確定な要素であることを踏まえまして、令和12年度までの5年間の指定管理期間を設定させていただいております。

次ページを御覧ください。

両サニーランドにおける決算状況の推移になります。

こちらに掲載資料は9月の本委員会で説明させていただいたものと同じ内容となっております。かなやまサニーランドの経営が大きな課題となっておりますが、今後は外国人介護人材の雇用による入所受入れ定員の拡大により経営改善を図っていくという計画となっております。

説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中島ゆき子議員）

ただいま議第112号について説明をいただきました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（森 哲士議員）

指定管理の指定については特段全然問題ないと思いますが、関連したところの中で、13ページのあさぎりサニーランドと、それからかなやまサニーランドの入所稼働率とショート稼働率の乖離なんですけど、年々減っては、いきよるんですけれども、金山の場合、先ほど次長の話では、要介護3になると特養、もしくは老人ホームのほうに移行するというのであれば、こちらのほうの数字は上がってきてもいいんじゃないかなということを思いますが、先ほどの前の議案のとおり、そっちも減る、こっちも減るということになると、先ほどのマンパワー、従業員の話もあったので、それ以外に何か違う大きな問題がかなやまサニーランドにはあるのかなということを感じざるを得ない数字なんですけれども、稼働率が年々減ってきておりますし、この数字でいきますと、多分当年度もまだ減っていく、その次も減っていくということで、利用率が半分になるとどうなのかなというところもある、懸念しています、心配していますが、その辺について答弁願

います。

○福祉部特命担当次長（竹田 太）

ただいまかなやまサニーランドの稼働率について御質問をいただいたところでございますが、委員おっしゃられるとおり、あさぎりサニーランドと比較しても非常に稼働率が悪い状況が明らかというような形でございます。特養の申込みの待機者自体はここ数年大きく変わっておりませんので、下呂市内で200人を大体行ったり来たりしているというところですが、ニーズ自体は変わっていないということでございます。その中で、入所の稼働率が落ちている要因では、ここについてはやっぱり経営的な努力をもう少しすべきところもあるのではないかなというふうに我々も考えております。

1つの要因としては、1人お亡くなりになってから次のお客さんを見つけるまでの間、どうしても空所期間ができるわけなんです、そこがかなやまサニーランドの場合、ちょっと長いというところが1つ課題かなというふうに考えております。いかに早くお客さんを見つけて、そこを埋めることによってロスがなくなるわけなので、そこがどうしても後手後手に回ってしまっているというところもあるので、そこはしっかりとニーズを踏まえながら、次の方を見つけるという努力はこれまで以上に必要かなと思っております。

あとショート稼働率についても、コロナの影響があってちょっと稼働を抑えているというような形で話を聞くこともあります。金山の場合は、ショート棟と特養棟が一緒のフロアになっておりますので、どうしてもコロナ等の感染があさぎりさんなどと比べても非常にしやすいというリスクがあって、その辺のリスクを踏まえてショートの入所制限をかけるというようなことが度々行われておまして、そこがこの稼働率の低い部分になっているのかなというふうには思うんですが、その辺もやっぱり利用の仕方の工夫によっては改善ができるものではないかなというふうに考えておりますので、そちらも福祉会と連携を密に取りながら、稼働率の向上というところが1つの課題というところでこれから向かっていきたいなと思っております。以上でございます。

○委員（森 哲士議員）

現場で業務をやっただけの方は、やはり下呂福祉会ということでもありますので、現場云々という問題なのかなということも思いますが、ただ施設、建物、指定管理料、以下全部下呂市のほうでということでもありますので、下呂市もなるべく経営方針の中に問題視するところは意識していただきたいというふうに思いますし、丸投げにさせていただきたくないなということを思います。

やはり費用というのは一緒ですので、稼働率、利用率、利用者が増えるということは、当然それだけのスパンの施設があるわけですので、非常にもったいないことなので、どうか経営指導といたしますか、これから課題があると思いますけれども、頑張っただけでいただきたいというふうに思います。ぜひよろしくお願ひします。そうでないと、これがなくなってしまうたら金山の人は困るので、そういったことでよろしくお願ひします。

○委員（大西尚子議員）

今、森委員とちょっと近いところもありますけれども、先ほど特養の待機者数が200名ほど行ったり来たりということであるということ、金山のほうの改善策を講じていただきたいということと、あと財政健全化の見通しの辺をちょっとどのように考えているかということと、あと外国人労働者の方の人材確保の辺で今の進捗状況をちょっと教えていただきたいです。

○福祉部特命担当次長（竹田 太）

ただいま御指摘をいただきましたとおり、金山の改善策というところでございますが、1点目になります。先ほどの森委員の質問にも関連するところではございますけれども、稼働率が非常に悪いというところがあって、こちらを改善するのが大事なというふうに思っております。先ほどちょっと説明が漏れたんですが、今の稼働率はそもそもの設置定員50名に対しての稼働率でございますが、皆さん御存じのとおり、金山については介護人材不足というところがあって、50人の受入れをしていないというのが現状です。ですので、あくまでこれは50名に対しての稼働率というところを一つ押さえておければなというふうに思っております。

今後の改善方法については、これを何とか50名の受入れに戻したいというところが福祉会と我々の思いでございます。それをやることによって、この稼働率がまた元に戻ってくるということでございますので、まずは定員を元に戻すというのが最優先事項。これをやるために何が必要かということ、外国人の方のお力をお借りして、何とか人材不足を解消するというところの見通しとなっております。

経営改善の見通しについては、現在金山の外国人の方がいよいよ夜勤ができる体制がようやく整いつつあるというところ。夜勤ができるようになってくると、いよいよ受入れを増やしていく見込みが立っていくというところで、ようやくスタートラインには立ったかなというところ。ただし、一気に今の38を50人に増やすと、やっぱり現場の混乱というのも当然生じてまいりますので、その辺は職員の働き方を見ながら徐々に定員を増やしていくという形になっていくと思うんですが、今福祉会と我々との話の中では、ここ2年ぐらいで何とか50に戻したいよねということの一つの目標として現場を動かしておるのが見通しでございます。

あと外国人の見込みにつきましてですが、資料は持ってきておるんですが、今ちょっと探すのに手間取りそうですので、後ほど御報告をさせていただければというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（中島ゆき子議員）

大西委員、よろしいですか。

○副委員長（高井範和議員）

委員会資料の13ページの決算状況ですが、一番上の養老のあさぎりにつきましては、4年と6年に収支が下がっていると。また、一番下の特別養護老人ホームのかなやまにつきましても、4年と6年が前年度に対しては下がっていると。真ん中の特養のあさぎりについては6年が大きく下がっている。何かこの辺のばらつきがあるというように感じたんですが、その辺は何か捉えて

みえますか。

○福祉部特命担当次長（竹田 太）

4年、6年にちょっと収支が悪化している要因としては、4年に関しましてはコロナが一番大きな要因でございます。6年については、外国人関係の支出が、どうしても準備の関係で投資が必要であったというところがありまして、そちらが収益のマイナスになっている要因というふうに分析をしております。以上でございます。

○委員長（中島ゆき子議員）

よろしいですか。

今ほど委員外議員から発言の申出がありましたが、許可してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員外議員の10番 田中議員の発言を認めます。

○委員外議員（田中喜登議員）

今次長の答弁を聞いていてちょっと思ったんですけど、まず待機期間が長いという答弁がありました。200人ぐらいの待機者がずっといるのに、どうしてそこが長くかかるのかというところが聞きたいのと、何か一方的に福祉会さんをあまり経営努力されてないような答弁でした。外国人労働者を雇って段取りしてきたのも福祉会さんがやったはずですよ。それから住むところも探したり、一生懸命されています。その辺のところはしっかりと市のほうも酌んでいただきたいし、何かちょっと一方的な答弁だったなと思ったのでちょっと質問をさせていただきます。その辺よろしくをお願いします。

○福祉部特命担当次長（竹田 太）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

待機期間が長いというのは、申込みのあった方で名簿を作って、そちらの方に順番に声をかけていただいて、次の利用者さんを決めるというのが一般的な特養のルールというか、やり方になっております。サニーランドも独自で名簿を作ってございまして、名簿の上から順番にお声がけをさせていただいて、どうですか、どうですかといって順番に探していくわけなんですけれども、ここがなかなか声をかけても、じゃあ入りますというのがずっと決まらないケースというのが結構あるというふうに聞いております。

これは、意外と思われるかもしれないんですが、実態としてそういった声があつて、まだ大丈夫とか、今はこっちの施設に入っているから申し込んではあつたけど、まだこっちの施設で大丈夫みたいな話があつたりというところがあつて、非常にその辺の調整が難しいというところもあります。ですので、この辺は、非常に福祉会さんも課題意識を持って我々のほうに話をしてくださっているところがございます。改善策としては早め早めにお声がけをして、次の心の準備をしていただくというのが大事だというふうにおっしゃって見えまして、そういったことで今、取り組んでいただいているというふう考えております。

ほかの特養さんですと、やはり10日ほどで決まったりとか、空いて1週間ほどで次の方が入ら

れるというような話も聞いておる中で、なかなかサニーランドに関しては、ちょっと待機期間が長いというのがありますので、そこはやっぱりしっかりと改善をしていきたいよねというところで調整をさせていただいておるというところでございます。

ただいまおっしゃっていただきましたとおり、福祉会を一方的に責め立てているのではないかなという御感想を持たれたというお話でありましたが、そこについてそういった聞こえ方をしたのであれば、大変申し訳なかったかなというふうにしていただいま反省をしております。今回のサニーランドの移転が始まりましてから、今まで以上に福祉会さんと連携を密に取れるようになってきたかなというふうに思っております。そういった中で、今福祉会さんが抱えてみえる問題とか、思ってみえるようなことも一緒になって、こうしていきたいね、ああしていきたいねと、そういった課題を解決しながら、5年後の新しいサニーランドを一緒につくっていきたいという思いがあって、いろんな課題に取り組んでいるところでございます。

議員おっしゃられるとおり、外国人をここまでレールに乗せたというのはもう間違いなく福祉会さんの努力にあるところでございまして、実際介護の現場で一生懸命働いていただいている介護職の皆さんは、本当に利用者さんのことを考えて日々一生懸命に取り組んでいただいておりますので、そこにつきましては、市としても当然敬意を表すべきことだなというふうに考えておりますし、そういったところがちょっと誤解を招くような発言であったということであれば、ここで反省をし、おわびをさせていただければなというふうに思っています。

あと先ほどの大西委員のお話の中で、外国人の実習生の稼働状況といいますが実際の状況でございしますが、現在のところ、かなやまサニーランドには5名入職をしております。そのうち3人の子が夜勤が可能になってきたというところで、いよいよ本格的な運用が始まるということでございます。来年、令和8年10月にはまた3人増えるというような形で、年間の計画を持ちながら、それを見比べながら定員の受入れ増を目指していくというような計画となっております。以上でございします。

○委員外議員（田中喜登議員）

ありがとうございました。

ぜひ市のほうもしっかりその辺のところを酌んでいただいて、バックアップをしていただきたいと思います。特に外国人就労者の方は免許を持ってみえないので、住むところが非常に限定されるんですね。その辺の紹介であったりとか、あっせんとか、そういったところにも力を貸していただければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。以上です。ありがとうございました。

○委員長（中島ゆき子議員）

委員の皆さん、ほかに質問はございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第112号についての質疑を打ち切ります。

ここで休憩をいたします。再開は11時といたします。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

○委員長（中島ゆき子議員）

再開いたします。

議第120号 下呂市御嶽山五の池小屋条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○小坂振興事務所副所長（石丸直志）

議第120号 下呂市御嶽山五の池小屋条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

説明は資料で行わせていただきますので、資料14ページを御覧ください。

まず最初に、改正理由は、エネルギー価格の高騰や円安の進行の影響で、燃料費、食糧費の経費や人件費の上昇により、五の池小屋の運営コストは大幅に増加しております。今後も安定的に質の高いサービスを提供するために、物価上昇に見合った適正な価格設定を行う必要があることから、料金の改定をするものでございます。

続きまして、表のほうの利用料でございますが、今回の改定は利用料上限を改定するものとなります。内容はこちらの表で御説明させていただきます。

最初に、宿泊1泊2食で、中学生以上は、改正前は1万5,000円で、改正後は2万円となります。同小学生以下は1万2,000円が1万6,000円となります。

続きまして、宿泊1泊1食、中学生以上は1万3,000円が1万8,000円となります。同小学生以下は1万500円が1万4,000円となります。

続きまして、素泊まり、中学生以上は1万500円が1万4,000円となります。同小学生以下は1万円が1万3,000円となります。

過去4年間の収支状況はこちらの表の記載のとおりでございます。

以上で小坂振興事務所の説明を終わります。

○委員長（中島ゆき子議員）

ただいま議第120号について説明をいただきました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（下平裕次郎議員）

こちらの五の池小屋なんですけれども、非常に素晴らしい施設であるなと思っておりますし、宿泊者数のほうも伸びていて、非常に経営努力をしてみえて素晴らしいなと思っておるんですけれども、山小屋といいますと、避難というか、そのような要素も持ち合わせると言うんですけれども、そのようなことに関しての何か配慮といいますか、ありましたら教えていただきたいと思っております。

○小坂振興事務所長（佐伯克典）

避難施設も併設していますので、特に冬季とか、小屋の営業じゃないとき、そういったときに避難できる場所というのは確保しております。あとやっぱり計画的な登山ということに向けて、弾丸登山をさせないということで、そういった方への注意喚起、そういったこともっております。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第120号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第121号 児童福祉法等の一部改正に伴う内閣府令の改正に伴う関係条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○こども家庭課長（奥田真一郎）

よろしくお願ひいたします。

それでは、議案書の90ページを御覧ください。

議第121号 児童福祉法等の一部改正に伴う内閣府令の改正に伴う関係条例の一部を改正する条例について。

児童福祉法等の一部改正に伴う内閣府令の改正に伴う関係条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和7年11月28日提出。

提案理由でございます。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の公布に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

改正の概要につきましては、条例要綱で説明させていただきますので、議案書の93ページを御覧ください。

1の改正理由につきましては、議案書と同様ですので、2から御説明をさせていただきます。

まず(1)ですが、今回の児童福祉法の改正に伴い、当市の3つの条例について引用条項の整理を行うものです。本改正では、児童福祉法第33条の10に新たに第2項及び第3項が追加されたため、法律上従うべき基準とされている市の関係条例で同条を引用している箇所を「第33条の10各号」から「第33条の10第1項各号」に改正するものです。

次に、(2)についてですが、この条例は公布の日から施行いたします。

なお、今回の児童福祉法の改正では、保育所などの職員による虐待に関する通報義務などが新たに創設されております。通報義務等の対象施設といたしましては、こども園、子育て・保育ステーション、事業所内保育事業所、認可外保育施設、児童館、病児保育施設、放課後児童クラブ、ショートステイ里親などが対象となっております。また、市が監督権限を持っております家庭的保育事業所や放課後児童クラブなどにつきましては、市自身が虐待があったかどうかの調査や事実認定を行うこととなっております。

説明については以上でございます。

○委員長（中島ゆき子議員）

ただいま議第121号について説明をいただきました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第121号について質疑を打ち切ります。

続きまして、議第122号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○こども家庭課長（奥田真一郎）

それでは、議案書94ページを御覧ください。

議第122号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和7年11月28日提出。

提案理由でございます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要につきましては、条例要綱で説明させていただきますので、議案書96ページを御覧ください。

1の改正理由につきましては議案書と同様ですので、2から御説明をさせていただきます。

(1)17条第2項関係です。

本改正では、乳幼児健診で受けた健診の内容が家庭的保育事業所である子育て・保育ステーションなどで実施をしております健康診断の内容と重複する部分がある場合につきましては、その重複する内容について、保育所などで実施する年2回の健康診断の全部、または一部を行わないことができるようにし、保護者や園児の負担を軽減するものとなっております。また、その場合には、保育所などでその乳幼児健診の結果を把握しなければならないものとされております。

(2)この条例につきましては、公布の日から施行いたします。

説明については以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

ただいま議第122号について説明をいただきました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第122号についての質疑を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議第107号から議第112号までの6議案及び議第120号から議第122号までの3議案、合わせて9議案について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

以上で、議第107号から議第112号までの6議案及び議第120号から議第122号までの3議案、合わせて9議案について討論を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議案について審査が終了しましたので、ただいまから採決を行います。

議第107号 下呂市下呂上ヶ平サンビレッジの指定管理者の指定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第107号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第108号 下呂市金山リバーサイドスポーツセンター等の指定管理者の指定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第108号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第109号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第109号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第110号 下呂市道の駅馬瀬美輝の里の指定管理者の指定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第110号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第111号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

举手全員であります。よって、議第111号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第112号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

举手全員であります。よって、議第112号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第120号 下呂市御嶽山五の池小屋条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

举手全員であります。よって、議第120号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第121号 児童福祉法等の一部改正に伴う内閣府令の改正に伴う関係条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

举手全員であります。よって、議第121号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第122号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

举手全員であります。よって、議第122号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

以上で当委員会に審査を付託されました議案の審査を終了します。

午前11時13分 終了